

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

| | 担当課 | 保健福祉課 | 検索番号 | 6-9 |
|---|------------|-------|----------|-----|
| 法令名 | 生活保護法 | 根拠条項 | 55 の 4-1 | |
| 許認可等 | 就労自立給付金の支給 | | | |
| <p>(根拠規定)</p> <p>生活保護法第 55 条の 4 第 1 項 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認められたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。</p> | | | | |
| <p>(許認可等の基準)</p> <p>就労自立給付金の支給の決定にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行規則 (昭和 25 年 5 月 20 日付け厚生省令第 21 号) 第 18 条の 2 厚生労働省令で定める安定した職業 第 18 条の 3 厚生労働省令で定める事由 第 18 条の 5 厚生労働大臣が定める算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による就労自立給付金の支給について (平成 26 年 4 月 25 日付け社援発 0425 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知) ・生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて (平成 26 年 4 月 25 日付け社援保発 0425 第 7 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) | | | | |